

改正前	改正後
<p>(成約時の抹消にかかる手数料等に関しては、出品者負担とします。)なお、ナンバー付車輛を出品する場合は、ナンバープレートと封印が装着されているものとします。</p> <p>(3)未登録車、事故現状車、冠水車、不正改造車、違法車(接合車、盗難車、差押え車、抵当権設定車、犯罪関与車、災害車等)、15条抹消車(譲渡証不備のもの)、使用済自動車として引取済みの車輛、又は輸出抹消済み(仮登録含む)車輛は出品できないものとします。メーター改ざん車については、本条第2項(1)に定めた車輛で、且つ事務局が出品を認めた車輛に限ります。その場合走行距離欄に「*」を記入し、特記事項欄に「メーター改ざん車」と明記し出品できるものとします。</p> <p>(5)バッテリーでエンジンの起動ができ、公道で自走可能な車輛(トレーラ除く)で、燃料が最低10ℓ以上(中型車以上は20ℓ以上)入っていることとします。フォークリフトは、最大荷重15t未満のカウンター式でガソリン車ないしディーゼル車のみとします。</p>	<p>(成約時の抹消にかかる手数料等に関しては、出品者負担とします。)なお、ナンバー付車輛を出品する場合は、ナンバープレートと封印が装着されているものとします。また、キャブ付シャシについては一時抹消登録された車輛に限るものとします。</p> <p>3)未登録車、事故現状車、冠水車、不正改造車、違法車(接合車、盗難車、差押え車、抵当権設定車、犯罪関与車、災害車等)、永久抹消車(譲渡証不備のもの)、使用済自動車として引取済みの車輛、又は輸出抹消済み(仮登録含む)車輛は出品できないものとします。メーター改ざん車については、本条第2項(1)に定めた車輛で、且つ事務局が出品を認めた車輛に限ります。その場合走行距離欄に「*」を記入し、特記事項欄に「メーター改ざん車」と明記し出品できるものとします。</p> <p>(5)バッテリーでエンジンの起動ができ、公道で自走可能な車輛(トレーラ除く)で、燃料が最低20ℓ以上(小型は10ℓ以上)入っていることとします。CNG・LPG車についても同様とします。また「尿素SCRシステム」装着車輛についてはアドブルーが最低3ℓ以上入っていることとします。フォークリフトは、最大荷重15t未満のカウンター式でガソリン車ないしディーゼル車のみとします。</p> <p>(8)走行距離表示が一部分でも確認不可能な車輛は、走行不明車「#」として取扱う(メーター改ざん車を除く)。</p>
<p>第49条(クレーム内容) (1)落札車がメーター改ざん車、走行不明車であることが発覚した場合</p>	<p>第49条(クレーム内容) (1)落札車がメーター改ざん車、走行不明車、メーター交換車であることが発覚した場合</p>
<p>第51条(クレーム請求と免責) 5. 下記の行為及び項目に該当する場合は免責(ノークレーム)とします。</p>	<p>第51条(クレーム請求と免責) 5. 下記の行為及び項目に該当する場合は免責(ノークレーム)とします。(重大クレームを除く)</p>
<p>第53条(手数料) 3. 会員証作成費用は、下記の通りとします。(以下、表)</p>	<p>第53条(手数料)</p>
<p>第60条(所有権の移転) 6. 出品者からの登録および申請書類が遅延した場合は、日数に応じて事務局が定めた次項の遅延損害金を出品者に請求し、事務局から落札者に支払うものとします。ただし、リストに遅延する旨の記載のある場合は除きます。</p>	<p>第60条(所有権の移転) 6. 出品者からの登録および申請書類が遅延した場合は、日数に応じて事務局が定めた次項の遅延損害金を出品者に請求し、事務局から落札者に支払うものとします。</p>
<p>第62条(移転登録の実施) 2. 架装物の移転、廃止、休止、抹消登録については、落札者の責任によって行うものとします。その責任を怠った場合は、事務局判断でペナルティを科すことができるものとします。ただし、出品者の了承が得られれば、架装物書類を廃止、抹消登録を出品者の責任で行えるものとします。</p>	<p>第62条(移転登録の実施) 2. 架装物の移転、廃止、休止、抹消登録については、落札者の責任によって行うものとします。その責任を怠った場合は、事務局判断でペナルティを科すことができるものとします。ただし、落札者の了承が得られれば、架装物書類を廃止、抹消登録を出品者の責任で行えるものとします。</p>
<p>第63条(自動車税の取扱い) 1. 車検付またはナンバー付車輛については、開催月の翌月以降の自動車税未経過相当額を計算書において精算するものとします。なお、自動車税</p>	<p>第63条(自動車税の取扱い) 1. 車検付またはナンバー付車輛については、開催月の翌々月以降の自動車税未経過相当額を計算書において精算するものとします。なお、自動車</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="228 125 807 185">相当額については、自家用で岐阜県の県税を基準とします。</p> <p data-bbox="81 241 555 275">第64条(書類差替えおよび違約金)</p> <p data-bbox="228 282 802 495">1. 落札者が自己の責任により名義変更の期限を遅延し、登録書類の差替えが必要な場合は、違約金として1件当たり、15,000円を別途請求し事務局から出品者へ支払うものとします。また、ユーザー名義の書類差替えや再発行の場合は、その違約金以外に発生した費用を落札者より徴収し、出品者へ支払うものとします。</p> <p data-bbox="81 539 303 573">第67条 (施行)</p> <p data-bbox="228 580 488 734">平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定 平成26年1月1日改定 平成27年4月1日改定</p>	<p data-bbox="962 125 1541 185">税相当額については、自家用で岐阜県の県税を基準とします。</p> <p data-bbox="818 241 1292 275">第64条(書類差替えおよび違約金)</p> <p data-bbox="962 282 1541 495">1. 落札者が自己の責任により名義変更の期限を遅延し、登録書類の差替えが必要な場合は、違約金として1件当たり、20,000円を別途請求し事務局から出品者へ支払うものとします。また、ユーザー名義の書類差替えや再発行の場合は、その違約金以外に発生した費用を落札者より徴収し、出品者へ支払うものとします。</p> <p data-bbox="818 539 1040 573">第67条 (施行)</p> <p data-bbox="962 580 1222 768">平成23年10月1日 平成24年4月1日改定 平成25年4月1日改定 平成26年1月1日改定 平成27年4月1日改定 平成28年4月1日改定</p>